

新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」

第 3 期実行計画 策定方針

新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」は、本市が進めるまちづくりの基本方針を定めた「基本構想」と、この基本構想に基づくすべての施策の具体的な取組内容及び目標を明示した「実行計画」で構成されています。

2010（平成 22）年度は、第 2 期実行計画の最終年度となるため、2011（平成 23）年度から 2013（平成 25）年度までの 3 か年を計画期間とする第 3 期実行計画の策定に向けて、次の方針に基づき、施策・事業等の検討、調整に取り組みます。

なお、依然として予断を許さない景気動向や、地域主権戦略をはじめとする国の政策など、予測される状況変化の内容・時期が、現時点では明らかでないことから、必要に応じて取組スケジュールを変更するなど、情勢の変化に的確かつ機動的に対応することとします。

1 第 3 期実行計画の基本的考え方

（1）川崎再生フロンティアプラン基本構想の実現を目指した取組の推進

- ・ 新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」は、急速な社会経済環境の変化に的確に対応し、「活力とうるおいのあるまちをどのように育て、運営していくか」という視点から、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、実行性の高い地域経営プランとして策定した本市の総合計画です。
- ・ 平成 20 年度から平成 22 年度までの 3 か年を計画期間とする第 2 期実行計画については、これまで概ね順調に推進することができました。一方、総合的な子育て支援や高齢者の多様な居住環境整備など、第 2 期実行計画策定時と状況が異なってきた課題については、計画の前倒しや市民ニーズに応じた取組を行うなど、機動的な対応を図ってきました。
- ・ 第 3 期実行計画では、すべての施策・事業を対象として、第 2 期までの取組の成果を踏まえながら、課題や環境変化に的確に対応し、概ね 10 年間を目標年次とする川崎再生フロンティアプラン基本構想の実現を目指した取組を推進します。

（2）中長期的なまちづくりの方向性を踏まえた取組の推進

- ・ 第 2 期実行計画策定に向けて平成 19 年 5 月に公表した将来人口推計では、本市の人口は、2010 年に約 140 万人となったあと、2025 年にピークを迎え、約 146 万 6 千人となるという見込みでした。
- ・ その後、主に社会増を要因として、平成 19 年から 2 年連続で人口増加数が 2 万人を上回り、平成 21 年 4 月には 140 万人を超え、推計を上回るペースで人口増が進んでいます。

- ・そこで、第3期実行計画の策定に向けて、前回調査以降の新たな大規模住居系開発の見込みや、合計特殊出生率の推移、年齢区分や区ごとの人口動態等を踏まえ、将来人口推計の補正を行いました。その結果、本市の人口は、2030年にピーク人口約150万8千人となる見込みとなりました。
- ・第3期実行計画では、本市において引き続き見込まれる人口増への対応を図るとともに、将来的な人口減少期への転換を見据えた中長期的なまちづくりの方向性を踏まえ、次期総合計画を視野に入れた取組を推進します。

(3) 第3期実行計画と両輪をなす新たな行財政改革プランとの連携

- ・第3期実行計画とともに、市政運営の基本的な枠組みとして、平成22年度中に策定する新たな行財政改革プランの内容と、十分な連携を図ります。
- ・少子高齢化が進展した人口減少期を見据え、地域の活力を維持向上するとともに、大幅な税収増が見込めない中でも、増大する行政需要に的確に対応できるような仕組みを構築するため、将来に向けて、改革の取組を新たなステージへ進めていきます。
- ・一層効率的・効果的な行政体制の構築を進めるとともに、国の「地域主権改革」の動きに対し、的確な対応を図るなど、引き続き持続可能な都市経営基盤の確立と質の高い市民サービスの提供に向けた取組を推進します。
- ・また、市民や事業者の力が発揮できる活力ある地域社会づくりに向けた取組や、区役所改革の取組を推進し、市民自治の確立された地域社会の実現を目指します。

(4) 厳しい財政状況下における次期財政フレームと事業計画の調整

- ・政府経済見通しによると、我が国経済は、厳しい状況からの持ち直しが見込まれるものの、雇用情勢の一層の悪化やデフレ圧力の高まりによる需要低迷など、先行きのリスクが存在し、予断を許さない状況にあります。
- ・こうした経済状況は、これまで行財政改革の推進等により堅調に推移してきた本市の財政にも大きく影響を及ぼし、特に法人の市民税についてはほぼ30年前の水準にまで落ち込むなど、平成22年度の市税収入は前年度と比較して過去最大の下落となる見込みです。
- ・財政の健全化を表す1つの指標である基礎的財政収支（プライマリーバランス）については、平成17年度決算から黒字に転換し、平成21年度予算まで連続して黒字となっていました。が、平成22年度予算では60億円の赤字となっています。
- ・第3期実行計画では、このような極めて厳しい財政状況にあっても、市民生活の安定の確保に必要な市民サービスを着実に提供するため、財政収支見通しを踏まえ、財源対策も想定しながら、次期財政フレームと施策・事業計画の調整を図ります。

(5) 市民本位のまちづくりに向けた市民参加の促進、区計画の充実

- ・自治基本条例に基づく市民本位のまちづくりを進め、市民の自治力が十分に発揮される分権型社会を構築するため、これまで整えてきた区民会議やパブリックコメント手続等の自治運営の仕組みを適切に運用し、市民の市政への参加を促進します。
- ・第3期実行計画における区計画については、区民会議の成果や区民提案事業の反映を図るとともに、様々な機会を通じた市民との意見交換など、職員の主体的な参画により参加手法を創意工夫し、市民の参加・協働を重視した取組を推進します。
- ・また、区役所が地域の総合的な視点から、一層主体的に地域の課題解決を進められるよう、局区間の連携を強化し、地域の課題・特性に対応した取組を推進します。

(6) 地方分権改革の取組や国の制度改正等への対応、広域連携の推進

- ・国においては、「地域主権改革」の具体化に向けた取組が動き出し、政府から、法令による義務付け・枠付けの見直し及び条例制定権の拡大をはじめ、国庫補助負担金の一括交付金化のあり方など、地方自治制度の抜本的な見直しを視野に入れた地域主権戦略の取組とその工程が提示されましたが、いまだ具体的な姿が明らかでない状況です。
- ・こうした地方税財源のあり方を含めた国による「地域主権改革」の取組や、その他の制度改正等の動向を随時把握し、的確かつ機動的に対応するとともに、一層自主的、自立的な都市経営に向けた取組を推進します。
- ・また、市域を越えた広域的課題や共通の課題については、近隣自治体等と連携し、一層効率的・効果的な解決に向けた取組を推進します。

2 第3期実行計画策定に向けた主な視点と方向性

(1) 「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」を目指した取組の推進

- ・厳しい財政状況下においても、川崎の特徴と強みを活かしながら、環境と経済の好循環をはじめ、文化芸術・スポーツ振興と商業活動との連動や、こうした取組の推進による地域の活性化など、相乗効果が次々と波及していくようなグッドサイクルのまちづくりを推進するなど、本市の活力の維持、向上を図る取組を推進します。
- ・基本構想に掲げるまちづくりの基本目標である「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」の実現を目指して、第3期実行計画期間内に特に重点的・戦略的に取り組む施策を重点戦略プランとして取りまとめ、川崎再生から「新たな飛躍」へ向けた取組を推進します。

<新たな飛躍に向けた5つのキーワード>

① 「人間都市かわさき」づくり

医療、健康、福祉、子育て、教育など「大切な命を尊び育む」施策に、より一

層力を入れ、自助・共助・公助のバランスを保ちながら、お互いに支えあう地域福祉社会を構築します。

②「安心快適都市かわさき」づくり

救急医療体制の充実や、防犯、防災対策の取組強化を図るなど、市民の日々の暮らしにおける安心の確保に取り組むとともに、駅周辺におけるバリアフリー化や自転車の利用環境の整備、バス交通の利便性の向上など、安全でより快適な地域社会づくりを進めます。

③「元気都市かわさき」づくり

首都圏における立地優位性や市内企業に蓄積された優れた環境技術など川崎の持つ特徴と強みを活かし、国際貢献を進めるとともに、都市として持続的に発展するための取組を進めます。

また、総合的な地球環境対策を進めるとともに、循環型社会の構築に向けた取組を進めます。

④「安定持続都市かわさき」づくり

持続的に発展する活力ある地域社会と、豊かな市民生活の実現に向け、中小企業の経営環境の整備をはじめ、ものづくり技術の高度化、魅力ある地域商業や都市農業の振興等を図るとともに、就業支援の充実など市民の生活基盤の安定化に取り組めます。

⑤「オンリーワン都市かわさき」づくり

芸術やスポーツをはじめ、歴史・文化、水と緑等の自然など、本市の豊かな地域資源を活用し、さまざまな取組を展開するとともに、市民の皆様が愛着と誇りを持てるようなまちづくりを進めます。

(2) 財政収支の見通しとまちづくりの中長期的な方向性を踏まえた事業計画の調整

- ・ 極めて厳しい財政状況の中で、引き続き見込まれる人口増への対応を図るとともに、将来的な人口減少期への転換を見据え、持続可能な市民都市の構築を目指し、財政収支見通しを踏まえた中長期の社会資本の整備・更新を進める必要があります。
- ・ 国際社会における成長戦略や自治基本条例に基づく市民本位のまちづくり、現有資産の総合的なマネジメントなど、人口減少期を見据えた中長期的なまちづくりの方向性を整理し、新たな行財政改革プラン策定作業の中で、中長期的視点に立った各施設の整備等に関する考え方、施設間の優先順位や財源対策について検討・調整するとともに、第3期実行計画策定作業の中で、平成23～25年度までの3年間の取組内容を明確にします。

(3) 局区間の連携による地域特性・課題に応じた取組の推進

- ・ 本市では、市民に身近な総合行政機関である区役所を、これまでの窓口サービスの提供に加え、地域社会が抱える様々な課題を市民との協働により解決できる市民協働拠点としていくことを目指し、区行政改革の推進に取り組んできました。
- ・ 第3期実行計画では、区役所が地域の総合的な視点から、一層主体的に地域の課題解決を進められるよう、局・区における事業の推進に際して、局区間の連携を一層強化し、地域の特性・課題に応じた取組を推進します。
- ・ 現在、局が所管する事業についても、区役所と連携し、新たに「区課題事業」とすることや、区計画における「重点的な取組」として位置付けることなどについて検討します。

(4) 市民の参加・協働と職員の主体的な参画による計画策定

- ・ 自治基本条例に掲げる自治運営の基本原則である「情報共有」、「参加」、「協働」に基づく市民自治の推進に向けて、7区におけるタウンミーティング、パブリックコメント手続等による市民意見の集約や、策定方針の公表、素案の策定時等、様々な機会に応じた出前説明会の開催など、市民の多様な参加機会を創出します。
- ・ 第3期実行計画策定に向けた取組と並行して、分野別計画の策定に向けた取組や、事業推進のために市民等が参加する各種会議など、様々な機会を通じた市民との意見交換においても、第3期実行計画・新たな行財政改革プラン策定に向けた取組の周知、市民意見の集約を図ります。
- ・ 多くの職員の積極的な参画や職員の政策立案能力の向上を目指し、各局区において、第3期実行計画の策定に向けた局区本部体制等を設置します。

3 第3期実行計画策定スケジュール概要

当面、以下のスケジュールに基づき、第3期実行計画の策定に向けた取組を推進しますが、法令による義務付け・枠付けの見直しや条例制定権の拡大、国庫補助負担金の一括交付金化のあり方など、「地域主権改革」の具体化に向けた取組の進捗に応じて、的確かつ機動的な対応を図ります。

- ・ 平成22年5月中旬 スプリングレビュー
- ・ 7月上旬 サマーレビュー
- ・ 8月下旬 第3期実行計画素案策定資料の公表（議会常任委員会報告）
- ・ 10月上旬 第3期実行計画素案の公表
- ・ 10月中下旬 タウンミーティング(12~27日予定)、パブリックコメントの実施
- ・ 10月中旬 主要課題調整（オータムレビュー）
- ・ 平成23年1月下旬 第3期実行計画案の公表（議会常任委員会報告）
- ・ 3月下旬 第3期実行計画の策定・公表

※ 「第3期実行計画・新たな行財政改革プラン策定スケジュール」参照